

# ストレスチェック制度 対応はお済ですか？

改正労働安全衛生法により 2015 年 12 月から 50 人以上の事業所では、毎年 1 回ストレスチェックを実施することが義務付けられました。

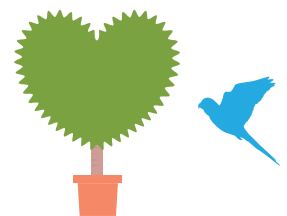
## Q. ストレスチェックとは何ですか？

ストレスチェックとは、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査のことです。「労働安全衛生法」の改正により、2015 年 12 月から従業員が 50 人以上いる事業所では、年 1 回のストレスチェックを実施することが義務付けられました。



## Q. 何のために実施するのですか？

従業員のメンタルヘルス不調を未然に防止することや、職場環境の改善につなげるための取り組みとして実施します。定期的にストレスチェックを行うことで、従業員が自分のストレス状態を把握し、ストレスをためすぎないように対処することができます。



## Q. いつまでに何をすれば良いですか？

2015 年 12 月 1 日から 2016 年 11 月 30 日までの間に、従業員に対してストレスチェックを実施します。チェックの結果、高ストレス者に判定された従業員から面接の申し出があった場合には、面接指導を行い、必要があると認めるときは就業上の措置を行います。ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。



# ストレスチェックサービス「CocoroClover」で 制度対応をスマートにサポートいたします！

: CocoroClover サポート範囲

## STEP1



### 事前準備

ストレスチェック制度の実施方法に CocoroClover を選定します。  
いつ、誰が実施するのかを社内規定に明文化し、すべての従業員へ周知します。  
CocoroClover には、ユーザー ID、氏名、仮パスワードの登録等の簡単な初期設定を行います。

## STEP2



### ストレスチェックの実施

CocoroClover を利用して Web によるストレスチェックを実施します。  
受検結果は Web 上ですぐ確認できますが、高ストレス者の判定は、産業医により別途行われます。

## STEP3



### 高ストレス者の抽出

産業医等の実施者と企業で、高ストレスの判定基準を決定します。  
決定した判定基準を元に、産業医等の実施者（または補助をする企業の実施事務従事者）が CocoroClover を使用して、該当者の抽出を行い、高ストレス者の登録を行います。

## STEP4



### 高ストレス者判定結果の通知

高ストレス者判定後、従業員に再度、受検結果を確認し、希望者は面接の申し出を行うよう周知します。

## STEP5



### 面接の受付

CocoroClover を使用して、面接の申し出を受け付けます。  
従業員より面接の申し出があった場合、事前に設定した申し出先にメールで通知されます。

## STEP6



### 面接の実施

従業員に個別に連絡を取り、産業医等の医師による面接を実施します。  
面接を行った産業医等から就業上の措置の必要性の有無とその内容について確認し、労働時間の短縮など必要な措置を実施します。

## STEP7



### 面接の管理

面接申出者に対する面接実施状況を管理します。  
面接指導は、申し出があったから 1 ヶ月以内に行う必要があります。

## STEP8



### ストレスチェックおよび面接結果の保存

ストレスチェックおよび面接の結果は、5 年間保存します。  
CocoroClover に保存された結果は、弊社データセンターでの保管となります。  
データは暗号化しており、セキュリティ対策も万全なので、安心してご利用いただけます。



**AGS株式会社**

www.ags.co.jp  
〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-3-25  
TEL : 048-825-6000



JQA-IM0097  
受託計算業務に関わる汎用機システムの運用及びIDCの運用監視

■お問合せ先 製品・サービス総合窓口 TEL : 048-677-6636